

第4次静岡市
地域福祉計画
【前期実施計画】

令和5年度～令和8年度

令和5年3月

静岡市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画の概要	
(1)策定趣旨	1
(2)計画の位置づけ	2
(3)2つの計画の関係性	3
(4)SDGs との関係性	4
(5)計画期間	4
第2章 地域福祉を取り巻く現状	5
第3章 施策体系と成果指標	6
第4章 前期実施計画の重点施策	8
第5章 前期実施計画の指標	10

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の概要

(1) 策定趣旨

本市では、平成17年度に第1次静岡市地域福祉計画を策定し、以降、令和4年度までの第3次地域福祉基本計画において、地域における身近な支え合いや、誰もが安心して暮らしやすい地域社会を目指す取組をすすめてきました。

こうした中で、本市だけでなく全国的に少子高齢化や人口減少がさらに深刻化し、長引く景気低迷や新型コロナウイルス感染症の流行等、新たな社会問題にも直面し、住民の安心した生活の維持がますます難しくなっています。

そのような厳しい社会状況だけでなく、価値観の変化や生活様式の多様化により、個人や世帯で抱える課題は、核家族化や8050問題、1人暮らしの高齢者の増加や生活困窮など多岐にわたり、それらが複雑に絡み合っています。

これらの課題は、これまでのように個人や家庭の中だけでは解決することが難しくなっており、地域のつながりや身近な住民同士の支え合いが、改めて必要とされています。

私たちの暮らす地域には、自治会・町内会や民生委員・児童委員など地域に根差して活動する団体や個人、ボランティアやNPO団体などそれぞれの分野で活動する多様な主体がいます。日常生活の困りごとに隣近所の人気づいたり、災害時に地域で助け合えるよう日頃から地域で防災訓練をするなど、地域に住んでいる住民同士でいかに助け合い、支え合うかが、地域課題の解決のための第一歩となります。

「支える側」「支えられる側」というこれまでの関係性を超えて、誰もが支え合い、誰もが主役となって居場所と役割を持てるような、地域社会の実現が求められています。

住み慣れた地域で、支え合いながら安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、住民や地域の関係団体、民間事業者や行政等が手を取り合って、地域づくりをするための計画として、ここに第4次静岡市地域福祉基本計画を策定します。

(2)計画の位置づけ

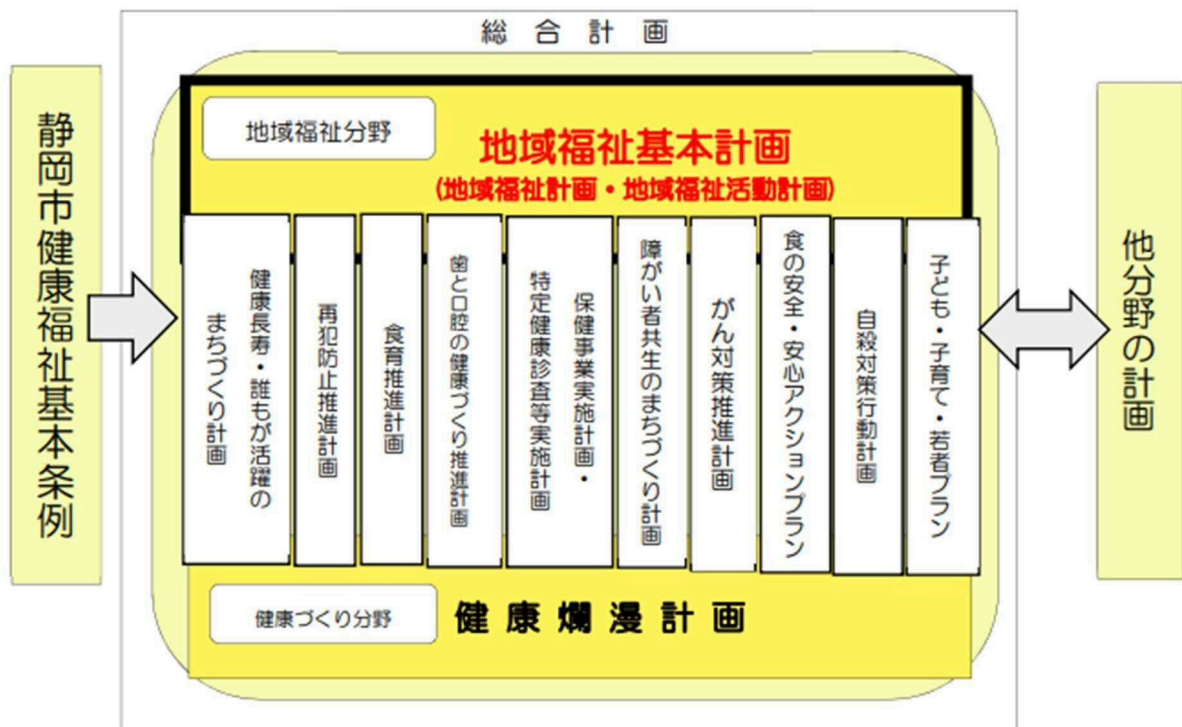
第4次静岡市地域福祉基本計画は、第3次までの計画と同様、社会福祉法第107条に定められる、市町村が地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画である「市町村地域福祉計画」と位置づけます。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」について、地域福祉計画の目指す「地域共生社会の実現」の理念と共通するため、地域福祉計画に内包する計画とし、一体的に推進していきます。

(※成年後見制度利用促進計画については、第3章で詳しく掲載しています。)

また、地域福祉基本計画は、本市の第4次総合計画（令和5年度～12年度）の施策体系を踏まえ、地域福祉を推進することにより、関連する総合計画の目標を実現するものであり、第4次総合計画の内容と整合を図りながら策定しました。

健康福祉の分野の他の計画である「健康爛漫計画」「健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」、「障がい者共生のまちづくり計画」、「子ども・子育て・若者プラン」など関係する諸計画とも整合を図り、地域福祉の観点から横断的に施策を進めることができるよう、相互に連携しながら計画を策定しています。



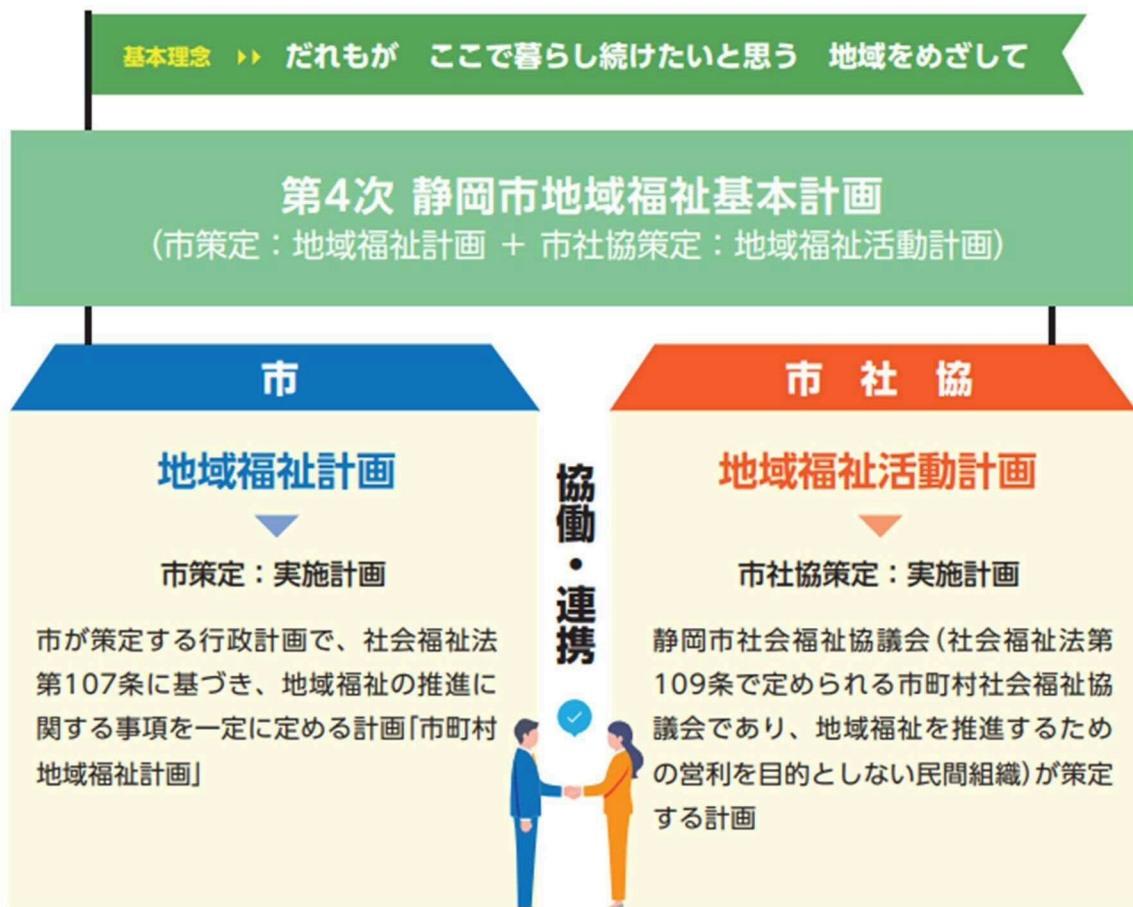
(3) 2つの計画の関係性

地域福祉を推進する「静岡市地域福祉基本計画」は、行政の計画である「地域福祉計画」と静岡市社会福祉協議会の計画である「地域福祉活動計画」の2つの計画の総称です。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられ、地域住民や事業者、ボランティア等、関係団体との連携により地域福祉の推進において、地域の中核的な役割を担っています。

市民や地域の関係団体等と一体となって地域生活の課題への対応していくため、第3次計画（平成27年度～令和4年度）から、市の計画と市社協の計画を「静岡市地域福祉基本計画」として一体的に策定しています。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」において、基本理念や基本目標を共通のものとし、車の両輪のように、片方だけで走り出すことがないように、同じ方向を向いて共に進むべきものとして計画を策定しています。



(4)SDG s との関連性

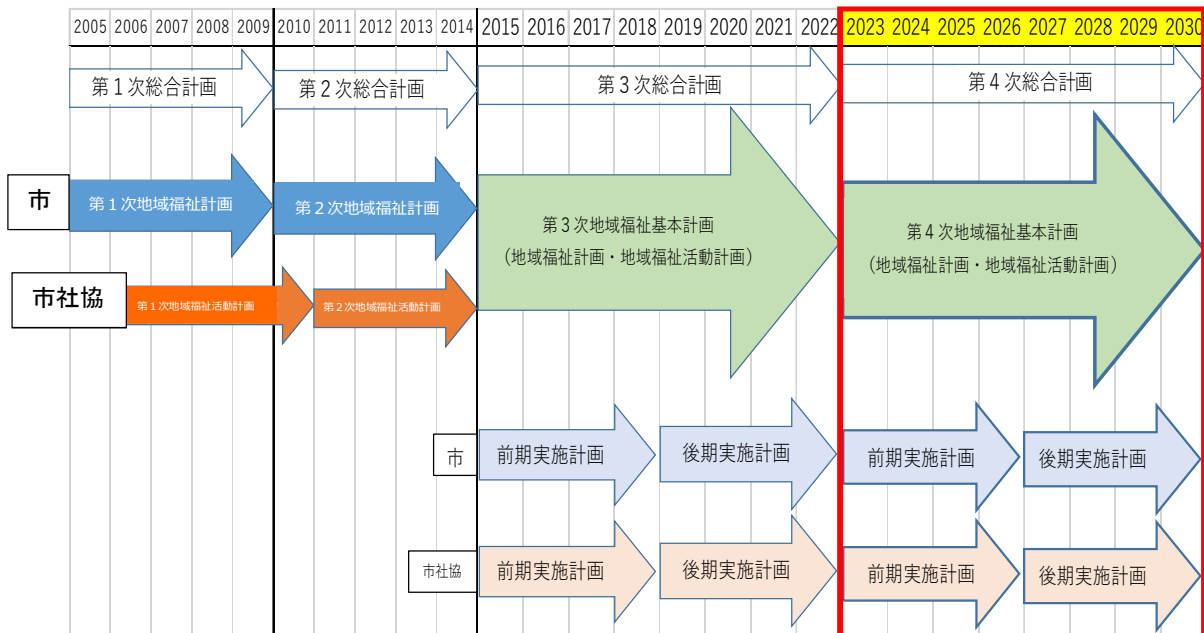
SDG s (Sustainable Development Goals) とは、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能な開発目標として平成 27 年に国連で採択された 2030 年までの国際目標です。

本市は平成 30 年に SDG s 未来都市、SDG s ハブ都市にも選ばれており、積極的に SDG s を推進し、日本・世界に向けて本市の取組を発信しています。この SDG s の理念は、国の目指す地域共生社会の理念や、本市の地域福祉の推進の考え方とも重なるため、本計画においては、SDG s の 17 のゴールを踏まえて関連性を示しながら、計画を策定しています。



(5)計画期間

平成 27 年度からの第 3 次計画から、本市の総合計画と期間をあわせ、8 年間の計画としています。第 4 次計画においても、総合計画とあわせ、令和 5 年度から令和 12 年度の 8 年間の計画とします。そのうちの 4 年間で前期・後期と分け、より具体的な個別の事業や成果指標等を定めた「実施計画」とし、前期 4 年の終了時に見直しを行い、後期実施計画を策定します。



第2章 地域福祉を取り巻く現状

(1) 第3次計画の評価／市民アンケート／地区懇談会の意見から

市民アンケート／地区懇談会の意見

①「地域福祉」の課題について

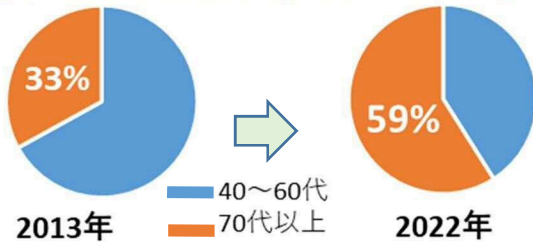
- ・そもそも「地域福祉」って何？
- ・市や市社協がどんな福祉施策をやっているのか伝わらない

②福祉の支援・相談窓口について

- ・生活保護等のセーフティネットは充実してきたが、大人の引きこもり、介護＋育児など解決の難しい問題を抱える世帯が増えた
- ・相談先がわからず、声を上げられない
- ・近所付き合いが減った、孤立している人も

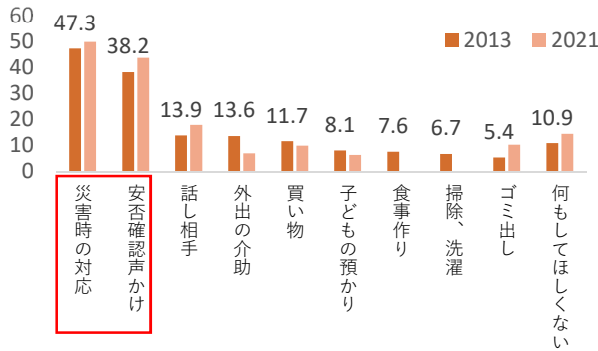
①地域の課題に気づく意識の醸成
福祉施策の周知・啓発が必要

【民生委員・児童委員の約6割が70歳以上】



④地域活動を支える担い手の確保や
育成、活動支援が必要

【日常生活で困った時、地域で何をしてほしいか(%)】



【セーフティネットが整備されているまちだと思っ
た市民の割合】

セーフティネット：最低限の社会保障や生活保障のしくみ

2013	2018	2021	8年間で
32.0%	39.5%	41.4%	9.4ポイントUP!

【成年後見制度の市長申立ての件数】

判断能力を失った身寄りのない高齢者等の権利を守る制度

2013	2018	2021	8年間で
26件	47件	59件	2.27倍に!

②必要な人に支援が届く「しくみ」
相談支援のさらなる充実

市民アンケート／地区懇談会の意見

③地域活動について

- ・地域で交流できる場所がない
- ・地域の課題を話し合う場がない

④担い手について

- ・地域の担い手不足・高齢化
- ・ボランティアをしたくても、活動時間や方法が合わない
- ・自分のできることを活かして地域で活躍したい

③地域で交流・活動ができる居場所
や機会が必要、地域活動の活性化

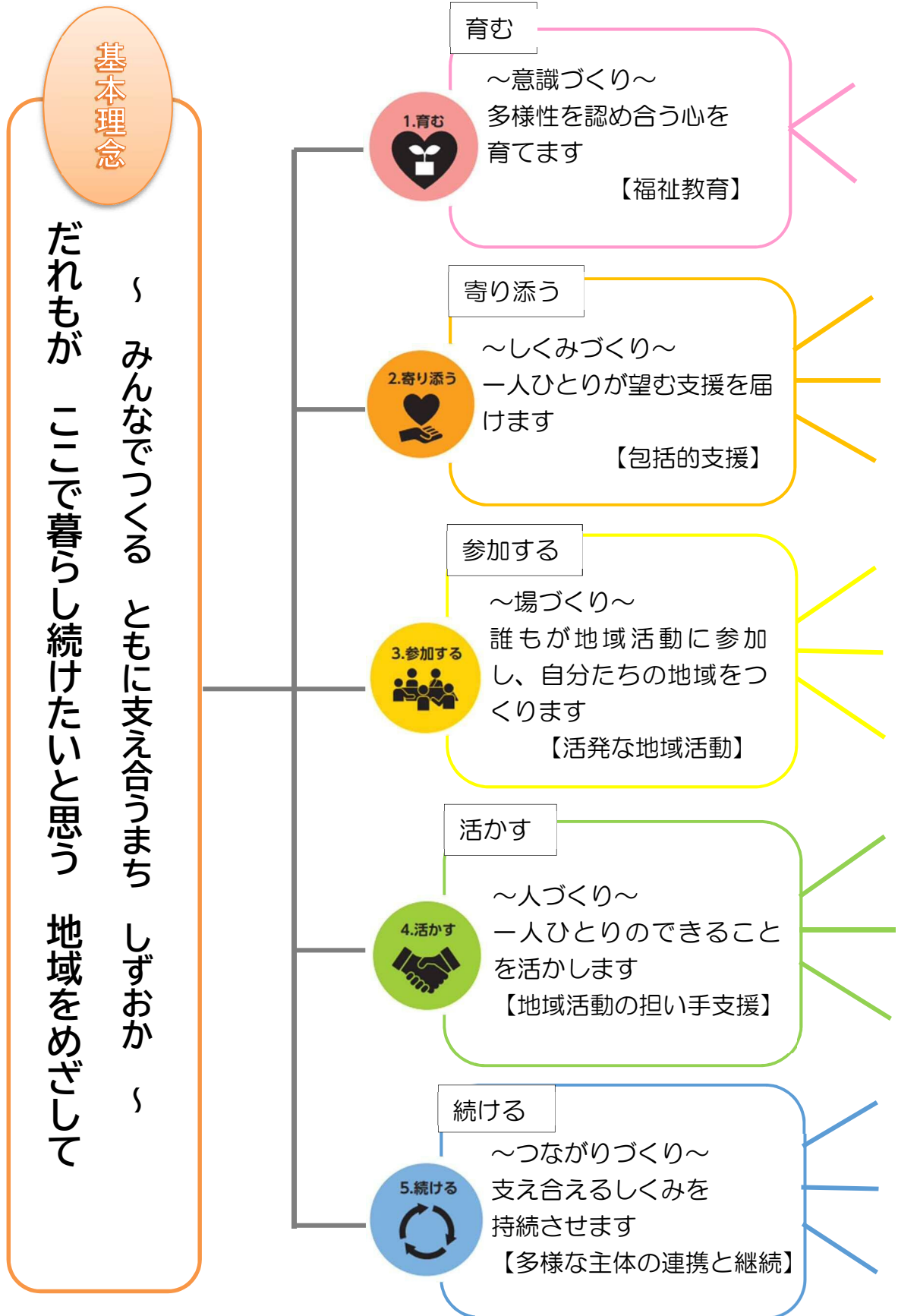
地区懇談会の意見

⑤地域のつながりについて

- ・一人暮らしの高齢者世帯が増えて
いる、見守りをしてほしい
- ・地域の人とのつながりがない

⑤地域住民同士のつながり、支え合
いの関係性が必要、助け合いの循環

第3章 施策体系と成果指標



多様性を認め合うことの大切さを多世代で共有します

支え合いの心を持ち、自分自身にもできることを探して行動します

一人ひとりの思いを尊重し、誰もが安心して生活できるように支援します

成年後見制度利用促進計画

悩みや困りごとを一人で抱え込まず、適切な支援先へ相談できるしくみをつくります

複合的な問題に対応する分野を超えた支援体制を構築します

地域住民が世代を超えてつながり、交流します

住民自身が地域の課題に向き合い、解決していく「地域力」を培います

社会参加の場を増やし、誰もが生涯をとおして活躍できる地域をつくります

世代を問わず個々の地域住民ができることを活かします

地域活動の担い手が活動しやすい環境を整えます

地域にある様々な社会資源を発掘し、活用します

地域住民が主体となって支え合い活動を持続させます

地区社協や、地域を基盤として活動する団体、企業などがつながり、互いの特性を活かして、活動を一体的に行います

地域活動と専門的支援が連携し、災害時にも機能する地域ネットワークをつくります

成果指標

静岡市は互いに助け合う暮らしやすいまちだと思える市民の割合

(R3)
54.9
%

↓

(R12)
65.0
%

第4章 前期実施計画の重点施策

(1)重点施策

前期実施計画では、第3次地域福祉基本計画の評価及び市民アンケート等の課題分析を踏まえ、第4次地域福祉基本計画の基本目標ごとに、以下の事業について重点的に取り組めます。

基本目標1：育む ～意識づくり～ 多様性を認め合う心を育てます 【福祉教育】	
具体的な事業	静岡型地域包括ケアシステム情報発信事業 市民が、できる限り健康で人生を楽しむことができ、住み慣れた「自宅です」と、自分らしく暮らすことができる「健康長寿・誰もが活躍のまち」を実現できるよう、「健康長寿・誰もが活躍のまちづくり」や「静岡型地域包括ケアシステム」について、市民や専門職に情報を積極的に発信するため、専用のわかりやすいホームページを設けて、周知啓発を図ります。
具体的な事業	福祉教育の充実（講演会・市民向けの福祉関連講座）

基本目標2：寄り添う ～しくみづくり～ 一人ひとりが望む支援を届けます 【包括的支援】	
具体的な事業	権利擁護の推進（成年後見制度利用促進事業） 少子高齢化の進行により、ひとり暮らし高齢者や、認知症高齢者のより一層の増加が予測されるなか、判断能力が十分でない市民を法的に支援する成年後見制度の利用促進を図ります。
具体的な事業	ヤングケアラー支援事業 本来大人が担うと想定されている家族の世話等を日常的に行っているヤングケアラーの負担軽減を目的とし、コーディネーターの配置や家事代行ヘルパーの派遣等を行います。
具体的な事業	包括的な支援体制の整備（重層的支援体制整備事業） 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応した包括的な支援体制を整備します。各相談支援機関等との連携体制構築、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援事業を実施します。

基本目標3：参加する ～場づくり～ 誰もが地域活動に参加し、自分たちの地域をつくります 【活発な地域活動】	
具体的な事業	生涯活躍のまち静岡（CCRC）の推進事業 地域の誰もが、健康でアクティブな生活や社会活動への参加を通じて、生涯活躍できる環境づくりに取り組み、誰もが住み慣れた地域でできる限り健康で自分らしく暮らすことができるまちを推進します。
具体的な事業	生活支援体制整備事業 高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、生活支援コーディネーターの配置等を通じて、支え合い活動が創出されるよう取り組みます。
具体的な事業	高齢者就労促進事業 人生100年時代に向け、多くの元気な高齢者が、生涯現役で企業や地域で働き活躍することができる環境を整備し、健康長寿のまちの実現を目指します。

基本目標4：活かす ～人づくり～ 一人ひとりのできることを活かします【地域活動の担い手支援】	
具体的な事業	民生委員・児童委員の活動支援 民生委員・児童委員研修、民児協への補助金負担金等支援などを行い、民生委員の活動支援を行います。また、民生委員等の在り方や活動内容について見直し等を行う協議会も設置します。
具体的な事業	地域生活支援ネットワークコーディネーター配置業務 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するために、関係者間の連携強化を図るコーディネーターを配置します。

基本目標5：続ける ～つながりづくり～ 支え合えるしくみを持続させます【多様な主体の連携と継続】	
具体的な事業	高齢者の見守り支援の推進 「認知症高齢者見守りシステム（しずメール）」 「高齢者見守りネットワーク推進事業の協力に関する協定」 これらの事業により地域の認知症高齢者や一人暮らしの高齢者等の見守りネットワークを強化します。
具体的な事業	避難行動要支援者避難支援制度 災害時の要支援者の避難支援を迅速・的確に行うため、避難行動要支援者避難支援制度への登録を促進し、地域における支援体制の強化を図ります。

第5章 前期実施計画の指標

第4次地域福祉基本計画の成果指標（令和5年度 → 令和12年度）8年間目標

成果指標	策定時 (R3)	前期目標(R8)	最終目標(R12)
静岡市は互いに助け合う暮らしやすいまちだと思ふ市民の割合	54.9%	59.6%	65.0%

前期実施計画の補助指標（令和5年度 → 令和8年度）4年間目標

基本目標1 育む 意識づくり ～多様性を認め合う心を育てます～

指標	① 地域福祉における市民向け講座や啓発事業数		
目標値	策定時： 40 事業	➡	令和8年度： 維持
指標	② 静岡市で実施している地域福祉に関する取組に満足している市民の割合		
目標値	策定時(令和3年度)： 18.5%	➡	令和8年度： 24.3%
指標	③ 地域で困っている人がいたら、何かできることをしたいと思う人の割合		
目標値	策定時： 90%以上	➡	令和8年度： 90%以上維持

基本目標2：寄り添う しきみづくり ～一人ひとりが望む支援を届けます～

指標	① セーフティネット(※)が整備されているまちだと思ふ市民の割合 ※セーフティネット：最低限の社会保障や生活保障のしきみ		
目標値	策定時(令和4年度)： 39.3%	➡	令和8年度： 42.5%
指標	② 市民後見人に選任された延べ人数		
目標値	策定時(令和4年度)： 6人	➡	令和8年度： 10人
指標	③ 成年後見支援センターにおける相談件数		
目標値	策定時(令和3年度)：1,081件	➡	令和8年度： 1,200件
指標	④ 各区成年後見相談会における相談者の相談後の満足度		
目標値	策定時(令和4年度)：90%以上	➡	令和8年度： 90%以上維持
指標	⑤ 子ども若者相談センターにおいて把握した支援が必要なヤングケアラーのうち相談前と比較して「負担であったことが軽減した」と感じる子どもの割合		

目標値	策定時 —	➡ 令和 8 年度： 100%
指標	⑥重層的支援体制整備事業における、支援を希望する人を必要な支援につなげた割合	
目標値	策定時： —	➡ 令和 8 年度： 100%
指標	⑦ 日常生活の困りごとに関して「困りごとの相談先がわからない」、「身近に相談したり、頼れる人がいないこと」と答える人の割合	
目標値	策定時(令和 3 年度)： 20.4%	➡ 令和 8 年度： 18.0%
指標	⑧ 地域包括支援センターの認知度 (健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画と整合)	
目標値	策定時(令和 4 年度)： 64.3%	令和 8 年度： 67.1%

基本目標 3：参加する 場づくり

～誰もが地域活動に参加し、自分たち地域をつくります～

指標	① S 型デイサービス事業実施会場数	
目標値	策定時(令和 3 年度)： 276 会場	➡ 令和 8 年度：新規立ち上げ会場数 12 会場 (既存会場への支援継続)
指標	② 地域福祉交流拠点事業数	
目標値	策定時(令和 3 年度)： 56 事業	➡ 令和 8 年度： 60 事業
指標	③ 高齢求職者の雇用・就業数 (高齢者の就労促進事業)	
目標値	策定時(令和 3 年度)： 123 人	➡ 令和 6 年度： 280 人 令和 8 年度：関係機関による継続実施
指標	④ 自立生活支援事業の支援プランが終了した人のうち就労を開始した人の割合	
目標値	策定時(令和 4 年度)： 20.0%	➡ 令和 8 年度： 20.0%維持

基本目標 4：活かす 人づくり ～一人ひとりのできること活かします～

指標	① ボランティア活動や社会貢献活動に参加したことがある市民の割合	
目標値	策定時(令和 3 年度)： 75.5%	➡ 令和 8 年度： 78.0%
指標	② 地域福祉に関係する市民向け講座修了者数	
目標値	策定時(令和 3 年度)： 161 人	➡ 令和 8 年度： 増加
指標	③ 認知症サポーター養成講座におけるサポーター人数	
目標値	策定時(令和 3 年度)： 62,932 人	➡ 令和 8 年度： 69,800 人
指標	④ 民生委員・児童委員の充足率	

目標値	策定時(令和4年度)：95.7% ➡ 令和8年度：維持
指標	⑤ 民生委員・児童委員の認知度
目標値	策定時(令和3年度)：31.2% ➡ 令和8年度：38.0%
指標	⑥ 静岡市における保健、医療または福祉の増進を図る活動をおこなっているNPO法人の数
目標値	策定時(令和4年度)：189法人 ➡ 令和8年度：195法人

基本目標5：続ける つながりづくり ～支え合えるしくみを持続させます～

指標	① 福祉避難所登録数
目標値	策定時(令和4年度)：80施設 ➡ 令和8年度：85施設
指標	② 避難行動要支援者の登録希望者の名簿作成・配布率
目標値	策定時(令和4年度)：100% ➡ 令和8年度：100%維持
指標	③ 高齢者見守りネットワークの充実
目標値	ア 高齢者見守りネットワーク協定締結数
指標	策定時(令和4年度)：64件 ➡ 令和8年度：70件
目標値	イ 認知症高齢者見守りシステム（しずメール）登録者数
指標	策定時(令和4年度)：7,740人 ➡ 令和8年度：8,500人

第4次静岡市地域福祉計画（前期実施計画）掲載事業調査票

基本目標	1：育む ～意識づくり～ 多様性を認め合う心を育てます 【福祉教育】
取組の視点1-1	：多様性を認め合うことの大切さを多世代で共有します

基本目標1の補助指標

①地域福祉における市民向け講座や啓発事業数

(策定時) 40事業 ⇒ (R8年度) 維持

②静岡市で実施している地域福祉に関する取組に満足している市民の割合

(策定時) 18.5% ⇒ (R8年度) 24.3%

③地域で困っている人がいたら、何かできることをしたいと思う人の割合

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
1	【重点】静岡型地域包括ケアシステム情報発信事業	市民が、できる限り健康で人生を楽しむことができ、住み慣れた「自宅です」と、自分らしく暮らすことができる「健康長寿・誰もが活躍のまち」を実現できるよう、「健康長寿・誰もが活躍のまちづくり」や「静岡型地域包括ケアシステム」について、市民や専門職に情報を積極的に発信するため、専用のわかりやすいホームページを設けて、周知啓発を図る。	専用ウェブサイトの月平均訪問者数 2,600人	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
2	市民活動支援システム活用事業	自らの意思により地域で活動する市民を増やし、シチズンシップが発揮される市民主体のまちづくりの実現するため、市民活動ポータルサイト「ここからネット」の運用等を行います。スマートフォンにも対応し、地域や活動分野で検索できるほか、身近な市民活動団体を地図からも探すことができます。	アクセス件数 183,000/年	市民自治推進課
3	児童福祉週間啓発事業	児童福祉の理念の周知を図るとともに、市民の児童に対する理解と認識を深め、児童愛護の責任を自覚するよう強調することを目的として、毎年5月5日から1週間を「児童福祉週間」と定められており、啓発活動を実施します。	懸垂幕・SNS等を用いた周知・啓発活動を実施	子ども未来課
4	静岡市子育て応援総合サイト「ちゃむ」の運営	子育てに関する行政情報や制度案内をはじめ、サークル紹介、イベント情報などを総合的に掲載したウェブサイト管理運営します。携帯やスマートフォンにも対応するほか、SNSを活用した情報発信を行います。	全ページアクセス数合計：月平均46,000ページ	子ども未来課
5	「しずおかし子育てハンドブック」の作成・配布	子育てに関する様々な情報を掲載したハンドブックを作成し、主に保健福祉センターで母子健康手帳交付時に配布します。	20,000部作成・配布	子ども未来課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
6	青少年対象事業に関する情報提供	内閣府主催青年国際交流事業等、青少年を対象とする各種事業について市webサイトや市facebook等を活用し、市民向けの広報を実施します。	継続実施	青少年育成課
7	視覚障がいのある人等への音訳資料の提供の推進	視覚障がいのある人等のために、音訳資料の製作・貸出し等を実施します。	継続	中央図書館
8	点字・声の広報等発行事業	視覚障がいのある人を対象に、広報しずおかの点字文書や録音テープ及びデジCDを作成し、情報提供を実施します。(声の広報、点字広報(全文版・縮訳版)各年12回)	継続実施	広報課
9	障がい者スポーツへの理解促進	スポーツイベントの場に障がい者スポーツのデモンストレーションや体験の場を設け、障がいのある人のスポーツ活動に関する理解の促進を図ります。	・障がいのある人との交流イベントを年2回実施	スポーツ振興課
10	ねんりんピック選手派遣	毎年開催される全国健康福祉祭(ねんりんピック)に本市の代表選手団を派遣し、全国の選手と交流することにより、元気と生きがいを持ち、生き生きと過ごす長寿社会を目指します。	140人	高齢者福祉課
11	介護保険制度趣旨普及	一般市民向けパンフレットの作成等を通じ、介護保険制度の周知を図ります。	・印刷部数45,000部 ・パンフレットを希望者に配付できた割合 100%	介護保険課
12	障がいの理解促進や地域リハビリテーション推進に関する普及啓発事業	身体障がいや知的障がいに対する特性を理解したり、地域リハビリテーションやノーマライゼーションの理念を推進するため、専門研修等を実施します。	研修会等8回 情報誌配布 ホームページの更新	地域リハビリテーション推進センター
13	心の輪を広げる障害者理解促進事業	障がいのある人とない人との心のふれあい体験を綴った「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し、障がいに対する理解促進を図ります。	応募作品数: 25点	障害福祉企画課
14	心のバリアフリーイベント	障がいのある人との交流イベントを実施します。また、障害者週間(12月3日～9日)に市庁舎内で障がい者団体等を紹介するパネル展示と市街での啓発品の配布等の啓発活動を実施します。	来場者アンケートで「障がいや障がいのある人について理解が深まった」と回答する割合: 90%以上	障害福祉企画課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
15	公共施設を活用した授産製品の普及支援	葵区・駿河区・清水区庁舎等の公共施設に自主製品の展示販売所を設置し、障がいのある人の能力、就労意欲の向上及び工賃向上を図ります。	継続実施 (各区1箇所設置)	障害福祉企画課
16	地域における障がいの理解促進事業	市政出前講座の実施等を通じ、地域における障がいへの理解を促進します。	継続実施	障害福祉企画課
17	人権啓発事業	人権の大切さ、人権尊重の理念を地域社会に広く浸透させるため、各種啓発事業を行う。	啓発事業におけるアンケートで「人権についての関心が深まった」と回答した人の割合：90%	男女共同参画・人権政策課
18	道徳・人権教育担当者会	年2回、各小・中学校の道徳及び人権教育担当者を集めて、研修会を実施します。	「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答する児童生徒95%以上	学校教育課 教育センター
19	福祉のまちづくりの推進（ゆびぶら関係）	施設のバリアフリー化を推進するとともに、ホームページ「U／Bぶら（ゆびぶら）」により市民に向けてユニバーサルデザイン・バリアフリー等への意識の啓発を図り、思いやりの心をもってお互いを尊重しあえるよう、誰もが自由に行動し、あらゆる施設を安全かつ円滑に利用することができる住みよい福祉のまちづくりの推進に取り組みます。	掲載施設数の追加10件	福祉総務課
20	児童虐待防止月間(11月)、オレンジリボンキャンペーン	児童虐待防止啓発活動を実施し、児童虐待防止の早期発見・未然防止への機運を高めます。	啓発活動実施	子ども家庭課
21	ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発事業	障がいのある人などで、周囲からの配慮を必要としている人が身につける「ヘルプマーク」や、災害時や日常生活の中で困ったときのために必要な情報を記載しておく「ヘルプカード」の配布・普及啓発を行います。	ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発の実施	障害福祉企画課
新22	「性の多様性」に関する啓発の実施	啓発パンフレット「にじいろBOOKしずおか」や「性の多様性に関する企業ガイドライン」を活用し、市民・企業向け出前講座の実施等を行います。	市政出前講座実施回数：5回	男女共同参画・人権政策課
新23	生涯学習施設での多様性の尊重など社会的包摂の実現に資する講座等の開催	幅広い世代に対して、人権、多様性の尊重、障がい者理解、介護やこころの健康など社会的包摂の実現に資する講座等を開催します。	全ての生涯学習施設（中山間地6施設を除く32施設）で社会的包摂の実現に資する講座等を年1回以上実施	生涯学習推進課

第4次静岡市地域福祉計画（前期実施計画）掲載事業調査票

基本目標	1：育む ～意識づくり～ 多様性を認め合う心を育てます 【福祉教育】
取組の視点1-2	：支え合いの心を持ち、自分自身にもできることを探して行動します

基本目標1の補助指標

- ①地域福祉における市民向け講座や啓発事業数
(策定時) 40事業 ⇒ (R8年度) 維持
- ②静岡市で実施している地域福祉に関する取組に満足している市民の割合
(策定時) 18.5% ⇒ (R8年度) 24.3%
- ③地域で困っている人がいたら、何かできることをしたいと思う人の割合
(策定時) 90%以上 ⇒ (R8年度) 90%以上維持

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
24	福祉教育の実施・推進	学童から高齢者を対象に福祉用具の見学・体験や講座等を通じて、健康福祉や障がいの理解を深め地域リハビリテーションの理念を推進します。	講座開催数：20	地域リハビリテーション推進センター
25	学校における福祉教育の実施	社会福祉協議会と連携しながら、地域のお年寄りや障がいのある方と交流したり理解を深めたりする教育活動を実施し、共生社会の実現に向けた福祉教育の促進を図ります。	「人の役に立つ人間になりたい」と回答する子ども（小中平均）の割合：96%を維持	学校教育課
26	地域リハビリテーション推進に関する各種講座・研修等の開催	市民及び事業者等を対象に地域リハビリテーション推進に関する各種講座の開催や職員の派遣を行います。	実施回数：25回	地域リハビリテーション推進センター
27	ユニバーサルデザインの普及	ユニバーサルデザインの基本理念に基づいた、年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちづくりの推進に取り組みます。	・ユニバーサルデザイン推進会議の実施 ・ユニバーサルデザイン出前講座の受講者数：1000名以上	建築総務課

第4次静岡市地域福祉計画（前期実施計画）掲載事業調査票

基本目標	2：寄り添う ～しくみづくり～ 一人ひとりが望む支援を届けます 【包括的支援】
取組の視点2-1	一人ひとりの思いを尊重し、誰もが安心して生活できるように支援します

基本目標2の補助指標

- ①セーフティネットが整備されているまちだと思う市民の割合（策定時）39.3% ⇒（R8年度）42.5%
- ②市民後見人に選任された延べ人数（策定時）6人 ⇒（R8年度）10人
- ③成年後見支援センターにおける相談件数（策定時）1,081件 ⇒（R8年度）1,200件
- ④各区成年後見相談会における相談者の満足度（策定時）90% ⇒（R8年度）90%維持
- ⑤子ども若者相談センターにおいて把握した支援が必要なヤングケアラーのうち、相談前と比較して「負担であったことが軽減した」と感じる子どもの割合（策定時）なし ⇒（R8年度）100%
- ⑥重層的支援体制整備事業における支援を希望する人を必要な支援につなげた割合（策定時）なし ⇒（R8年度）100%
- ⑦日常生活の困りごとに関して「困りごとの相談先がわからない」、「身近に相談したり、頼れる人がいないこと」の割合（策定時）20.4% ⇒（R8年度）18.0%
- ⑧地域包括支援センターの認知度（策定時）64.3% ⇒（R8年度）67.1%

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
28	【重点】成年後見制度利用促進事業	判断能力が十分でない市民を法律的に支援する成年後見制度の利用促進を図ります。	・報酬助成の実施 ・専門職による相談会 36回（3区×1回×12か月）	福祉総務課 障害福祉企画課 高齢者福祉課 精神保健福祉課
新29	【重点】ヤングケアラー支援事業	本来大人が担うと想定されている家族の世話等を日常的に行っているヤングケアラーの負担軽減を目的とし、コーディネーターの配置や家事代行ヘルパーの派遣等を行う。	支援前に比較し、「負担であったことが軽減した」と感じる子どもの割合100% 関係機関職員研修2回	青少年育成課
30	福祉有償運送の登録支援	通院、通所等における高齢者や障がい者など、移動制約者の輸送を確保することを目的として行われる福祉有償運送の登録について、その必要性や課題、福祉有償運送の実施に伴う安全の確保などのアドバイスにより、参入団体への登録支援を行います。	継続実施	福祉総務課 障害者支援推進課 介護保険課 精神保健福祉課 交通政策課
31	社会福祉法人及び社会福祉施設などに対する監査指導	社会福祉法人の適正な運営と社会福祉事業の経営を確保するため、所轄庁として法人に対する指導等を行います。また、社会福祉法人が経営する社会福祉施設が福祉に係る法令等に基づき適正に運営されているかどうかを確認し、指導等を行います。このほか、福祉事務所等の事務が各法令に基づき適正に行われていることを施行事務監査により確認します。	継続実施	福祉総務課
32	ライフサポート事業	在宅で生活する重症心身障がい児（者）の地域生活を支え、介護する家族の介護負担の軽減及び介護力の回復を図るため、通所施設でショートステイを提供する事業を実施する団体に対して補助を交付します。	継続実施	障害者支援推進課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
33	障がいのある人に対する移動の支援	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援に要する費用の一部を助成します。	実利用者数(月):569人 提供時間数(月):5,261時間	障害者支援推進課
34	重度身体障害者が在宅安心システム(緊急通報)	重度の身体障がいがある人の緊急時の不安軽減を図るため、緊急、火災、ガス漏れの通報機器を設置し、緊急事態の把握及び速やかな対応を民間警備会社に委託します。	利用者9人(毎年同じ方と新規追加者に対し実施)	障害者支援推進課
35	重度身体障害者住宅改造費補助事業	日常生活に支障のある身体障がいのある人が、住み慣れた住宅で安心して生活できるように、住宅改造費の一部を助成します。	継続実施	障害者支援推進課
36	障害福祉サービス事業所等の指定及び指導等	障害福祉サービス事業の指定申請について審査を行うとともに、指定障害福祉サービス事業所に対し、集団指導や実地指導を行います。	継続実施	障害者支援推進課
37	日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、障がいの種類と程度に応じて各種の生活用具の費用を助成します。	継続実施	障害者支援推進課
38	訪問入浴サービス事業	身体に障がいのある人で、家庭の入浴設備では入浴が困難な人について、移動入浴車が家庭を訪問し、自宅で入浴サービスを行います。	登録利用者数:80人	障害福祉企画課
39	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、音声言語機能の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。	派遣申請に対する派遣件数の割合: 100%	障害福祉企画課
40	理容・美容サービス事業	介護保険で要介護3以上の認定を受け、寝たきり等の理由で外出が困難な高齢者に対して、年2回を限度として理容師又は美容師が訪問し、理美容サービスを提供します。	実施	高齢者福祉課
41	はり・きゅう・マッサージ施術費助成制度	75歳以上の高齢者に対して、健康の保持を図るため、はり・きゅう・マッサージ施術費の一部を助成します。	交付者数 2,500人	高齢者福祉課
42	高齢者紙おむつ支給事業	低所得者世帯に属する65歳以上の在宅高齢者で、要介護3以上又は特に排泄機能に支障があり、紙おむつが必要な要介護1、2の方に紙おむつ引換券を支給し、在宅高齢者の安らかな生活の確保と、介護者の経済的負担の軽減を図ります。	適切な支給の実施 (支給見込1,600人)	高齢者福祉課
43	あんしん住まい助成制度	65歳以上で、在宅での日常生活に支障がある介護認定を受けた高齢者が、手すりの取付や段差の解消など、バリアフリー化のための住宅改造を行う場合に、その費用の一部を補助します。	利用者数 10人	高齢者福祉課
44	認知症ケアバスの策定・普及	認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できるよう、認知症ケアバスの作成・見直しを行い、普及を推進する事業を実施します。	作成圏域部会開催数:1回	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
45	認知症疾患医療センターの運営	認知症の疑いのある人については、かかりつけ医等からの紹介により、速やかに鑑別診断を行う認知症専門の医療機関を運営していきます。また、認知症高齢者の増加を踏まえ、新たな整備について検討していきます。	3箇所運営	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
新46	Goodエンディングプランサポート事業	高齢者やその家族の人生の最期を見据えた準備（終活）を、公民連携により支援します。（「エンディングノート」の作成、安心して利用できる法人の認証）	実施	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
47	福祉用具・住宅改修支援事業	リハビリ専門職員が所内に展示している福祉用具・自助具や住宅改修シミュレーション室等を活用し、相談・情報提供等を行います。	延相談件数：220件	地域リハビリテーション推進センター
48	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に、保健師・助産師・赤ちゃん訪問員が訪問し、子育てに関する情報の提供並びにその保護者の心身の状況を把握し、養育についての相談に応じ、助言その他の支援を行います。	訪問率：100%	子ども家庭課
49	難病患者等介護家族リフレッシュ事業	在宅で人工呼吸器を使用している又は気管切開により頻繁に吸引を必要とする難病患者等を介護する家族の介護負担の軽減を図るため、訪問看護等を実施します。	委託業者数 5施設(維持)	保健予防課
50	一時預かり事業	保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、認定こども園、幼稚園その他の場所において、一時的に預かりを実施します。	幼稚園利用 176,018人 その他利用 41,217人 【子ども未来課】 14,800人	子ども未来課 こども園課 幼保支援課
51	子育て支援ヘルパー派遣事業	母親が出産直後や多子家庭で家事・育児を行うことが困難な家庭、又は妊娠中体調不良の方に、家事・育児の支援を行うことにより、子育ての負担の軽減や育児不安の予防を図ります。	登録者数：400人	子ども家庭課
52	子育て短期支援事業（ショートステイ）	育児疲れ・育児不安等の解消、児童の虐待防止及び子育て家庭への支援を図るため、児童福祉施設等において短期入所を実施します。	市内3カ所で実施	子ども家庭課
53	バリアフリー法等に基づく建築物の整備の促進	バリアフリー法や静岡県福祉のまちづくり条例などに基づき、公共施設や民間事業者が公共性の高い施設を計画する際は、高齢者や障がいのある人など誰もが利用しやすい施設の整備を推進します。公共施設については、市公共建築整備指針及びマニュアルに基づくチェックシートの活用及び庁内関係課に対する説明会を開催します。民間事業者については、市ホームページへの関係法令の掲載により制度を周知します。	45%	建築指導課
54	家具等固定推進事業	地震時の家具等の転倒防止対策として、高齢者のみの世帯や、重度の障がいのある方が同居する世帯における、家具等の固定費用の助成を行います。	15件/年	建築指導課
55	がん末期在宅介護支援事業補助金	末期がんの方が、経済的に安心して在宅介護に必要なサービスを受けられるよう費用の一部を助成します。	事業の実施（不適切な支給なし）	介護保険課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
56	医療的ケア児等支援事業	医療的ケア児や重症心身障がい児(者)が、ライフステージに応じた必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野が連携した支援体制を整備します。	医療的ケア児等支援協議会の開催回数 4回	障害福祉企画課
57	医療的ケア児等コーディネーター配置業務	医療的ケア児と重症心身障がい児者が安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる。	3人工配置	障害福祉企画課
58	若者を対象としたDV防止対策の実施	若年層に対して、お互いを尊重する関係を築けるよう、デートDV防止の啓発を進めます。	講座の開催	男女共同参画・人権政策課
59	日常生活自立支援事業	判断能力が十分でない市民に対し、日常的金銭管理や福祉サービスの利用手続等を支援します。	415件	福祉総務課
60	障害者差別解消法への対応	法律に基づき、障がいを理由とする差別の解消を推進するよう、相談窓口を設置し対応するとともに、障がい当事者や民間事業者等と一緒に、合理的配慮のあり方を考えます。	法への適切な対応	障害福祉企画課
61	障害者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応とその後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がいのある人等の福祉・医療・司法に関連する職務に従事する者又は関係団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。	虐待防止センター箇所数：11ヶ所 虐待一時保護施設数：5ヶ所 法制度周知のための研修会等開催回数：1回	障害福祉企画課 精神保健福祉課
62	高齢者虐待防止策の推進	高齢者に対する虐待内容が複雑化していることから、関係機関との更なる連携を図っていくとともに、虐待防止策を推進するため、一般市民や介護事業者等への講習会・研修会などの啓発活動を並行して実施していきます。	運営委員会開催数：2回、 広報紙特集記事掲載回数：1回、 啓発パンフレット配布数：3,000部、 研修会開催数：2回	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
63	生活困窮者自立相談支援事業	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある者からの相談に応じ、困窮者に応じた必要な情報の提供及び助言を行い、又、当該生活困窮者に合わせた支援計画を作成し、寄り添い型の支援を実施します。	支援終了した者の内、自立した件数：60件	福祉総務課
64	発達障害者支援事業	自閉症スペクトラム障害、学習障害(LD)、注意欠如・多動性障害(ADHD)等の発達障がいのある人の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の充実を図ります。	設置箇所数：1ヶ所 相談件数：2,606件 巡回支援回数：30ヶ所 ペアレントメンター等養成研修実施回数：6回	障害福祉企画課
65	地域包括支援センターの運営、機能強化	地域包括ケアシステムの中核的役割を担う地域包括支援センターは、総合相談業務、介護予防ケアマネジメント業務、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントの4業務に加え、総合事業、認知症施策、医療と介護の連携などの事業も連携して実施していきます。機能強化としては、高齢者人口の増加等に伴う職員増員を図る他、職員の資質向上を図るための研修の充実を図ります。さらに、各地域包括支援センターの総合調整を図るため、基幹的機能を担い、地域包括支援センターの資質向上を目指します。	センター設置数：29センター	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
66	適応指導教室の運営	不登校児童等が学校生活に適応するための指導を行うことにより、学校生活への自発的な復帰を支援し、自立を支援します。一人一人の課題克服を目指した適応指導をするために、「人とかかわり」「やりぬく気持ち」「規則正しい生活」「学習への興味や関心」の四つを重点とし、継続的適応指導(カウンセリング、学習、集団指導など)や体験的適応指導(自然体験、社会体験など)を行います。	不登校改善率70%	青少年育成課
67	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した子育て家庭に対して、専門的資格を有する訪問員等がその家庭を訪問し、養育に関する指導・助言、家事援助などを行います。	必要な対象者への完全実施	子ども家庭課
68	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭や父子家庭の精神的支援や生活の安定を図るため、児童が悩みを気軽に相談できる大学生等(ホームフレンド)を派遣して、生活面での指導を行います。	必要な対象者への完全実施	子ども家庭課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
69	こころの教育支援事業	いじめや不登校等に対応する生徒指導主任等が受け持つ授業を代わりに担当する非常勤講師の配置と保健室登校等に対応するパート看護師の配置を図ります。	12支部の各支部に約2名、合計24名の非常勤講師の配置 2支部当たり各1名、合計6名のパート看護師の配置	教職員課
70	スクールソーシャルワーカー活用事業	小中学校にスクールソーシャルワーカーを配置又は派遣し、いじめ、不登校又は暴力行為その他の学校生活における諸問題を抱える児童生徒に必要な支援を行い、学校生活上の諸問題の解決を図ります。	小中：スクールソーシャルワーカー：1 2人 高：2人	児童生徒支援課 教育総務課
71	生活困窮者子どもの学習支援事業（家庭支援員派遣）	生活保護世帯の高校進学率が全体の進学率と比べ低いため、生活保護受給世帯、生活困窮世帯の自宅等へ訪問し、親及び子どもとの面談を通し、進路についてのカウンセリング、家庭学習の支援等を行います。	対象世帯への家庭支援員の訪問実績： 240回/年	福祉総務課
72	住居確保給付金事業	生活困窮者のうち、離職、自営業の廃業又は個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就労機会の減少によって経済的に困窮し、住居を喪失又は喪失の恐れがあるものに対し原則3か月最長9ヶ月の家賃相当額を支給する事業を実施します。	住居確保給付金を支給し、就労支援したことによって、経済的に自立する割合： 65%	福祉総務課
73	ひとり親及び生活困窮世帯への学習支援事業	ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもを対象として居場所を提供し、学習支援・生活支援を行います。	実施箇所ごとの支援回数：50回	子ども家庭課
74	児童等相談支援	家庭や地域、その他機関等から、子どもに関する様々な相談に応じると共に、子どもが抱える問題や環境を的確に捉え、必要に応じた対応を行います。	子どもの最善の利益のために ・相談内容に応じた診断及び指導等の実施率：100% ・児童虐待を疑われる場合の48時間以内の安否確認：100%	児童相談所
75	認知症初期集中支援推進事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期から関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とした事業を実施します。	検討委員会開催：2回実施	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
再掲 21	【再掲】ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発事業	障がいのある人などで、周囲からの配慮を必要としている人が身につける「ヘルプマーク」や、災害時や日常生活の中で困ったときのために必要な情報を記載しておく「ヘルプカード」の配布・普及啓発を行います。	ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発の実施	障害福祉企画課
新76	移動販売車から先への配送支援事業	オクンズ地域の買い物に関する課題解決に向け、地域と連携し、日常の買い物を担う移動販売車が訪問しないエリアまで食品等を届けられる仕組みを構築。	各地域での事業実施	中山間地振興課

第4次静岡市地域福祉計画（前期実施計画）掲載事業調査票

基本目標	2：寄り添う ～しくみづくり～ 一人ひとりが望む支援を届けます 【包括的支援】
取組の視点	2-2：悩みや困りごとを一人で抱え込まず、適切な支援先へ相談できる仕組みをつくります

基本目標2の補助指標

- ①セーフティネットが整備されているまちだと思う市民の割合（策定時）39.3% ⇒（R8年度）42.5%
- ②市民後見人に選任された延べ人数（策定時）6人 ⇒（R8年度）10人
- ③成年後見支援センターにおける相談件数（策定時）1,081件 ⇒（R8年度）1,200件
- ④各区成年後見相談会における相談者の満足度（策定時）90% ⇒（R8年度）90%維持
- ⑤子ども若者相談センターにおいて把握した支援が必要なヤングケアラーのうち、相談前と比較して「負担であったことが軽減した」と感じる子どもの割合（策定時）なし ⇒（R8年度）100%
- ⑥重層的支援体制整備事業における支援を希望する人を必要な支援につなげた割合（策定時）なし ⇒（R8年度）100%
- ⑦日常生活の困りごとに関して「困りごとの相談先がわからない」、「身近に相談したり、頼れる人がいないこと」の割合（策定時）20.4% ⇒（R8年度）18.0%
- ⑧地域包括支援センターの認知度（策定時）64.3% ⇒（R8年度）67.1%

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
77	身体障害者住宅相談事業	日常生活に支障のある身体障がいのある人が、安心して生活ができるよう、住宅改造に関する相談支援を行います。	相談件数：45件	障害者支援推進課
78	相談支援事業所等における退院支援体制の確保	精神科病院に入院している医療保護入院者等の地域生活への移行を促進するため、相談支援事業所に退院支援専任職員を配置します。	実施箇所数：3か所	精神保健福祉課
79	婦人保護事業	配偶者や恋人などからの暴力の被害者等、支援を要する女性からの相談に応じ、必要な助言、指導を行います。	相談件数：900件/年	福祉総務課
80	障害者相談員設置事業	身体・知的障がいのある人やその家族が身近な地域で気軽に相談できるように、身体・知的障がいのある人の保護者等が相談員として相談事業を実施します。 また、聴覚障がいのある相談員が、毎月定例日に区役所にて、聴覚に障がいのある方等の各種相談に応じます。	相談件数 身体：160件 知的：600件 聴覚：12件	障害福祉企画課
81	障害者相談支援事業	障がいのある人の福祉に関する各般の問題について相談に応じ、必要な情報提供、助言、その他権利擁護のために必要な支援を行います。また、相談支援事業の円滑な実施を図るため、専門的な能力を有する職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。	相談支援事業実施箇所数：11ヶ所 機能強化事業実施箇所数：10ヶ所	障害福祉企画課 精神保健福祉課
82	介護相談員派遣事業	介護保険施設等の入所者のサービス利用に係る疑問、不満、不安等を解消し、苦情に至る事態を未然に防止するとともに入所者の立場にたったサービスの質の向上を目指すため、介護相談員を派遣します。	事業実施に対する事業所のアンケート結果（効果があるとの回答割合）：70%以上	介護保険課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
83	センター職員による相談支援事業	身体や知的に障がいがある人や身体機能の低下した高齢者等が抱える地域生活におけるニーズに対し、適切な支援が行われるために相談支援を行います。	相談者満足度：98%	地域リハビリテーション推進センター
84	保健福祉センターにおける相談事業	保健・福祉・医療に係る来所相談を受けるとともに、必要に応じて他の機関との連携を図り、継続的な支援（フォロー）を行います。	継続実施	各健康支援課
85	電話相談事業 （てるてるハート） 【令和2年度から名称変更】	メンタルヘルスに関する市民や家族の電話相談を実施します。	継続実施 （月～金の午後1時から午後4時）	こころの健康センター
86	難病患者地域支援対策事業	在宅の難病患者及びその家族の療養生活の支援を行うため、保健師等が自宅を訪問し、日常生活についての相談や情報提供を行います。また、その支援について医師、事業者等で構成する評価委員会において検討をします。	評価委員会の開催回数 ：3回	保健予防課
87	難病患者等医療相談事業	難病患者とその家族等を対象に、専門医による難病医療講演会や相談会を開催します。	i医療相談会の開催回数 ：3回	保健予防課
88	保健所における精神保健福祉相談	精神障がいに関して本人や家族からの相談に対応します。（精神科医による定例相談、酒害相談、精神保健福祉相談）	年間スケジュールに基づいた実施	精神保健福祉課
89	利用者支援事業 ・保育コーディネーター ・子ども未来サポーター	地域の子育て支援センターに子ども未来サポーターを配置し、認定こども園、保育所をはじめとする子育て支援の利用全般について相談、情報提供を行います。また、各区の子育て支援課に保育コーディネーターを配置し、認定こども園、保育所等の利用申請等に関する相談、情報提供を行います。	子ども未来サポーター：12か所	子ども未来課 各区子育て支援課
90	子ども若者相談事業	【面接相談】 ○相談受付：（土日祝・年末年始を除く）8時30分～17時15分 相談対象者：39歳までの子ども・若者及びその保護者・関係者 【電話相談】 ○こころのホットライン 相談受付：（土日祝・年末年始を除く）毎日9時～17時 相談対象者：39才までの子ども・若者及びその保護者・関係者 ○24時間いじめ電話相談 相談対象者：小中学生及びその保護者・関係者	継続実施	青少年育成課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
91	ひきこもり対策推進事業	ひきこもりに特化した相談窓口を設けるとともに、ひきこもり当事者やその家族等からの相談を受け、適切な助言や情報提供等を行うなどの支援を行います。	継続実施	青少年育成課
92	家庭児童相談室の運営	各区福祉事務所に家庭児童相談室を設置し、児童に関する様々な問題について、児童、家庭又は地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行います。	市内3ヶ所で、児童に関する様々な相談に応じる。 相談受付件数：1,500件	子ども家庭課
93	特別支援教育推進事業	特別な教育的支援を必要とする幼児、児童生徒、及びその保護者等への相談活動を行い、子どもの状況を的確に把握し、さらに長期的な見通しを基に、適切な就学先や支援について指導や助言を行います。	特別支援相談回数：年間1000回以上	学校教育課
94	スクールカウンセリング事業	いじめ、不登校又は問題行動など、児童生徒の心の問題に対応するため、スクールカウンセラーや教育相談員を小中高等学校に配置し、児童生徒、保護者などへの相談活動を実施します。 ※教育相談員については、小中学校のみ	小・中： スクールカウンセラーの配置：37人 教育相談員の配置：51人 小：16校、中：35校 高： スクールカウンセラーの配置：2人	児童生徒支援課 教育総務課
95	再犯防止推進事業	犯罪をした者等の立ち直りを支援するため、満期出所者、起訴猶予者等を対象に行政の窓口等への同行支援、伴走型支援等を実施します。また、再犯防止に理解ある市民を増やすため、再犯防止の支援者養成講座や講演会等も実施します。	実施	福祉総務課
新96	女性向け相談	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施する。	相談受付件数：1,900件	男女共同参画・ 人権政策課
新97	にじいろ電話相談	セクシュアリティの悩みや性別違和に悩む本人や家族等の相談に応じます。	毎月1回実施	男女共同参画・ 人権政策課
新98	にじいろ個別相談	セクシュアリティや性別違和などの悩みについて、面談により個別に相談に応じる。	相談受付件数：6件	男女共同参画・ 人権政策課
新99	男性向け相談	男性が抱える悩みにおいて、相談に応じます。	相談受付件数：24件	男女共同参画・ 人権政策課
新100	精神保健福祉センターにおける相談事業	こころの悩み、精神疾患や障害に関する様々な相談に対し、専門職が相談を実施します。	継続実施 (月・木・金の午前中)	こころの健康センター

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
新101	依存症対策事業	関係機関の支援者や依存症当事者及びその家族に対し、依存症に関する知識の普及や技術援助、助言指導を行い、依存症者の早期発見、早期対応を図るとともに、当事者の回復プログラムを実施し、早期回復を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・依存症関連問題研修会 年1回開催 ・家族のための依存症教室 全6回開催 ・ギャンブル依存集団回復プログラム 月2回開催 ・かかりつけ医依存症対応力向上研修会 年1回開催 	こころの健康センター
新102	アウトリーチ支援事業	地域の支援機関の職員の技術向上を目的に、多職種によるチームを編成し、地域の支援機関に対して複雑化・複合化した事例への技術援助を行います。	継続実施 (年24回以上)	こころの健康センター
新103	静岡市多文化共生総合相談センター運営事業	外国籍の市民等が安心して生活できるように生活上の相談や情報提供を多言語ややさしい日本語で対応します。	関係部署、組織への引継ぎができています	国際交流課
新104	地域健康相談員配置事業	診療所の移転等による住民の健康上の不安解消を図るため、地域健康相談員を配置する。	1名配置	中山間地振興課

第4次静岡市地域福祉計画（前期実施計画）掲載事業調査票

基本目標	2：寄り添う ～しくみづくり～ 一人ひとりが望む支援を届けます 【包括的支援】
取組の視点	2-3：複合的な問題に対応する分野を超えた支援体制を構築します

基本目標2の補助指標

①セーフティネットが整備されているまちだと思ふ市民の割合（策定時）39.3% ⇒（R8年度）42.5%
 ②市民後見人に選任された延べ人数（策定時）6人 ⇒（R8年度）10人
 ③成年後見支援センターにおける相談件数（策定時）1,081件 ⇒（R8年度）1,200件
 ④各区成年後見相談会における相談者の満足度（策定時）90% ⇒（R8年度）90%維持
 ⑤子ども若者相談センターにおいて把握した支援が必要なヤングケアラーのうち、相談前と比較して「負担であったことが軽減した」と感じる子どもの割合（策定時）なし ⇒（R8年度）100%
 ⑥重層的支援体制整備事業における支援を希望する人を必要な支援につなげた割合（策定時）なし ⇒（R8年度）100%
 ⑦日常生活の困りごとに関して「困りごとの相談先がわからない」、「身近に相談したり、頼れる人がいないこと」の割合（策定時）20.4% ⇒（R8年度）18.0%
 ⑧地域包括支援センターの認知度（策定時）64.3% ⇒（R8年度）67.1%

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
105	【重点】重層的支援体制整備事業への移行準備事業	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応した包括的な支援体制を整備するための重層的支援体制整備事業への移行を目的として、各相談支援機関等との連携体制構築、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の実施に向けた準備及び試行的取組みを行います。	実施	福祉総務課
106	在宅医療・介護連携協議会による在宅医療の推進	在宅医療を推進するため、医療や介護の関係者等で構成する「静岡市在宅医療・介護連携協議会」において、実態調査の分析を基に、在宅医療・介護の連携の推進に関する事業計画の策定、必要な情報交換を行うなど、計画に基づく取組みを継続的に推進するために、協議していきます。	協議会開催：3回 部会開催：随時	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
新107	かかりつけ医の総合的評価による介護予防事業	高齢者を対象に、かかりつけ医が日常の受診の機会をとらえ、フレイルに関する「総合的評価」を実施し、高齢者の状態に応じた介護予防サービス等につなげる仕組みをつくり、高齢者の介護予防を促進します。	実施	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
再掲55	【再掲】医療的ケア児等支援事業	医療的ケア児や重症心身障がい児（者）が、ライフステージに応じた必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野が連携した支援体制を整備します。	医療的ケア児等支援協議会の開催回数年4回	障害福祉企画課
再掲56	【再掲】医療的ケア児等コーディネーター配置業務	医療的ケア児と重症心身障がい児者が安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる。	3名配置	障害福祉企画課
108	地域自立支援協議会の設置	相談支援事業全体について関係機関等により協議する場として「静岡市障害者自立支援協議会」を設置し、相談支援体制の強化を図ります。	開催回数：2回	障害福祉企画課
109	子ども・若者支援地域協議会の運営	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族等に対し、関係機関等が行う支援を組み合わせるにより、より効果的な支援を行えるように連携を図ります。	代表者会議：1回 実務者会議：4回	青少年育成課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
110	地域生活支援ネットワーク コーディネーター配置業務	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するために、関係者間の連携強化を図るコーディネーターを配置する。(静岡シチズンカレッジ こ・こ・こ に対象講座「移動支援事業従事者養成研修」実施業務を含む)	地域生活支援部会の開催：年2回 静岡市障害者自立支援協議会へ事業報告を実施	障害福祉企画課
新111	不良な生活環境を解消するための支援及び支援の総括	不良な生活環境を生じさせている原因者への支援を中心として、関係局区が連携し、不良な生活環境の解消が困難な事案に係る支援方針の検討、支援の実施及び進捗管理等の支援の総括を行い不良な生活環境の解消を推進していきます。	実施	福祉総務課

第4次静岡市地域福祉計画（前期実施計画）掲載事業調査票

基本目標 3：参加する ～場づくり～ 誰もが地域活動に参加し、自分たちの地域をつくります 【活発な地域活動】

取組の視点3-1：地域住民が世代を超えてつながり、交流します

基本目標3の補助指標

①S型デイサービス事業実施会場数

(策定時) 276会場 ⇒ (R8年度) 新規立ち上げ会場数12会場

(既存会場への支援継続)

②地域福祉交流拠点事業数 (策定時) 56事業 ⇒ (R8年度) 60事業

③高齢求職者の雇用・就業数(高齢者の就労促進事業)

(策定時) 123人 ⇒ (R8年度) 280人

④自立生活支援事業の支援プランが終了した人のうち就労を開始した人の割合

(策定時) 20% ⇒ (R8年度) 20%維持

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
112	【重点】生涯活躍のまち静岡(CCRC)の推進	地域の誰もが、健康でアクティブな生活や社会活動への参加を通じて、生涯活躍できる環境づくりに取り組み、誰もが住み慣れた地域でできる限り健康で自分らしく暮らすことができるまちを推進します。	地域交流拠点連携事業数 75件	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
113	生涯学習施設での世代間交流事業の実施	地域住民が世代を超えて交流できる地域と連携した講座や施設まつり等を開催します。	全ての生涯学習施設(中山間地6施設を除く32施設)で世代間交流事業を実施	生涯学習推進課
114	スポーツ教室開催事業	障がいのある人も気軽に参加できる、「ポッチャ」「フライングディスク」等の体験教室を開催します。	実施講座数：10講座 参加者数：300人	障害福祉企画課
115	S型デイサービス事業	家に閉じこもりがちな高齢者を対象として、地域の自治会館、公民館等で、各地区社会福祉協議会が中心となり、地域ボランティアによって運営している、介護予防を目的としたミニデイサービスを支援する。	新規立ち上げ会場数5会場 (既存会場への支援継続)	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
116	老人福祉センターの運営	地域の高齢者に健康の増進、教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、各種相談に応じる老人福祉センターを運営します。(8館：鯨ヶ池、用宗、長尾川、小鹿、清水中央、清水船越、清水折戸、蒲原)	利用者満足度90%	高齢者福祉課
117	老人憩の家の運営	地域の高齢者に教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、心身の健康増進を図るため、老人憩の家を運営します。(2館：東部老人憩の家、清開きらく荘)	利用者満足度90%	高齢者福祉課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
118	世代間交流センターの運営	高齢者のふれあいと憩い、世代間の交流を図るための場である世代間交流センターを運営する。 (3館：清水北部、清水南部、由比)	利用者満足度90%	高齢者福祉課
119	高齢者社会参加促進事業 (清水区(由比・蒲原除く))	各地区が行う文化の伝承事業や軽スポーツ活動など、高齢者の世代間交流や社会参加の促進を図ります。	交付自治会数 19団体 参加人数 11,000人	高齢者福祉課
120	しぞ〜かでん伝体操普及事業	静岡市版介護予防体操「しぞ〜かでん伝体操」を通じて、地域で主体的に介護予防活動に取り組む住民に対し、インストラクターを派遣し活動を支援します。	新規活動グループ数：6	地域リハビリテーション推進センター
121	児童館運営事業	地域における児童健全育成の拠点として、児童の健康を増進し、情操を豊かにするため、各種教室や読み聞かせ、クラブ活動など児童に健全な遊びを提供します。	市内13館で実施 小型児童館：7館 児童センター：6館	子ども未来課
122	子育て支援センターの運営	子育ての不安感等を解消するため、未就園児及びその保護者を対象に、子育てに関する相談、情報提供、親子の交流の場を提供するとともに様々なイベントを実施します。	市内21か所/年	子ども未来課
123	子育て広場事業(あそび・子育ておしゃべりサロン)	認定こども園、保育所、幼稚園を開放し、地域の未就園児や保護者にふれあいや遊びの場を提供するとともに、育児に関する相談・講座等を実施します。	継続実施	子ども未来課
124	青少年・乳児ふれあい促進事業	地域の子育て支援拠点施設である地域子育て支援センターや保健福祉センター、学校等の協力を得て、小学生高学年や中学生、高校生が、乳児とその保護者との交流や触れ合いを通して、命の尊さや子育てのすばらしさを体験します。	全児童館で継続実施(予定数13館)	子ども未来課
125	児童遊び場整備への補助	自治会や町内会が管理運営している児童遊び場の整備や遊具等の新設・修繕などへの補助を行います。	継続実施	子ども未来課
126	認知症カフェの運営支援(認証、助成)	認知症の本人やその家族と、地域住民や医療・介護の専門職との交流機会を創出し、相互の情報共有や理解を深めるため、認知症カフェ運営事業者を支援します。これにより、認知症の人の外出を促し、認知症の進行を緩和する効果を期待するとともに、介護者の負担軽減を図ります。	新規認証：1圏域 16圏域	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部

第4次静岡市地域福祉計画（前期実施計画）掲載事業調査票

基本目標 3：参加する ～場づくり～ 誰もが地域活動に参加し、自分たちの地域をつくります 【活発な地域活動】

取組の視点3-2：住民自身が地域の課題に向き合い、解決していく「地域力」を培います

基本目標3の補助指標

①S型デイサービス事業実施会場数

(策定時) 276会場 ⇒ (R8年度) 新規立ち上げ会場数12会場
(既存会場への支援継続)

②地域福祉交流拠点事業数 (策定時) 56事業 ⇒ (R8年度) 60事業

③高齢求職者の雇用・就業数(高齢者の就労促進事業)

(策定時) 123人 ⇒ (R8年度) 280人

④自立生活支援事業の支援プランが終了した人のうち就労を開始した人の割合

(策定時) 20% ⇒ (R8年度) 20%維持

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
127	【重点】生活支援体制整備事業	ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置や、定期的な情報共有及び連携強化の場となる「協議体」の設置等を通じて、支え合い活動が創出されるよう取組みます。	新たな支え合い活動の創出：6箇所	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
128	地域コミュニティ活動基盤整備事業	自治会・町内会が建設し管理する町有集会所の建設や修繕事業について、補助金を交付します。	新築(大規模改築)の補助金申請対応率	市民自治推進課
129	市民活動センターの運営	市民活動(市民が営利を目的とせず、本市の社会的課題の解決に取り組む公益のための活動)を促進することにより活力ある地域社会を実現するため、市民活動センターを設置します。	新規登録団体数： R5～R8平均 33団体/年	市民自治推進課
130	市民活動団体との協働の促進	市民活動団体と市で役割を分担し、社会的課題に取り組む協働を進めるための試行的な事業として協働パイロット事業、協働事業の創出のための市民活動団体及び市が協働事業について相互に提案を行うための仕組みとして、静岡市市民活動協働市場(いちば)を実施します。	市民活動団体と市との協働事業数：266事業	市民自治推進課

第4次静岡市地域福祉計画（前期実施計画）掲載事業調査票

基本目標 3：参加する ～場づくり～ 誰もが地域活動に参加し、自分たちの地域をつくります 【活発な地域活動】

取組の視点3-3：社会参加の場を増やし、誰もが生涯をとおして活躍できる地域をつくります

基本目標3の補助指標

①S型デイサービス事業実施会場数

（策定時）276会場 ⇒（R8年度）新規立ち上げ会場数12会場
（既存会場への支援継続）

②地域福祉交流拠点事業数（策定時）56事業 ⇒（R8年度）60事業

③高齢求職者の雇用・就業数（高齢者の就労促進事業）

（策定時）123人 ⇒（R8年度）280人

④自立生活支援事業の支援プランが終了した人のうち就労を開始した人の割合

（策定時）20% ⇒（R8年度）20%維持

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
再掲 112	【重点】生涯活躍のまち静岡（CCRC）の推進	地域の誰もが、健康でアクティブな生活や社会活動への参加を通じて、生涯活躍できる環境づくりに取り組み、誰もが住み慣れた地域でできる限り健康で自分らしく暮らすことができるまちを推進します。	地域交流拠点連携事業数 75件	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
131	【重点】高齢者就労促進事業	人生100年時代に向け、多くの元気な高齢者が、生涯現役で企業や地域で働き活躍することができる環境を整備し、健康長寿のまちの実現を目指す。	雇用・就業数：280人 シルバー人材センター新規会員数：60人 利用満足度：90%	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
132	シニアクラブ運営支援	高齢者の生きがいと健康づくり、活発な社会参加への機会として、地域の高齢者によって組織されている単位老人クラブの活動を支援する。また、静岡市の単位老人クラブをとりまとめている静岡市老人クラブ連合会の事業、運営を支援します。	会員数 11,000人	高齢者福祉課
133	保育士確保対策事業	保育士等の人材確保のため、支援センターを設置して求職者と求人者のマッチングを行うほか、潜在保育士等の再就職を支援します。	・年間マッチング件数：60件 ・就職説明会：3回 ・潜在保育士再就職支援研修：3回	幼保支援課
134	シルバー人材センターの運営支援	60歳以上の高齢者に対して、臨時的、短期的な就業の提供を行うシルバー人材センターの運営を支援します。	会員数 2,810人 就業実人数 2,280人	高齢者福祉課
135	地域支え合い人材養成講座	高齢者の社会参加促進のための講座を地域で開催することにより、ボランティア活動に参加するきっかけを提供する。これにより、地域に眠っている資源（団塊世代等の人材）を掘り起こし、地域人材を活用した介護予防・生活支援事業等に結びつけ、地域力の向上を図ります。	講座の受講により、地域や社会のために行動したいと思った割合：80%以上	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
136	元気いきいき！シニアサポーター事業	高齢者の社会参加を支援し、介護予防につなげることを目的に、サポーター登録した高齢者が介護施設等で地域貢献活動をした場合にポイントを付与し、そのポイントと地場産品を交換する事業を実施します。	サポーター登録者数：7,220人 受入施設数：856施設	介護保険課
137	精神障害者の社会参加促進事業	精神障がい者の社会参加促進のため、次の事業を実施します。 (1) 精神障害者スポーツ振興事業 ①全国障害者スポーツ大会予選会静岡市代表チーム選考業務（精神バレー等） ②全国障害者スポーツ大会派遣業務（精神バレー等） ③精神障害者スポーツ交流会の開催 (2) 精神障害者交通費助成事業（年間6,000円を上限に交通費を助成）	交流会：5回 交流事業参加者数：500人 交通費助成の継続実施	精神保健福祉課
再掲 95	再犯防止推進事業	犯罪をした者等の立ち直りを支援するため、満期出所者、起訴猶予者等を対象に行政の窓口等への同行支援、伴走型支援等を実施します。また、再犯防止に理解ある市民を増やすため、再犯防止の支援者養成講座や講演会等も実施します。	実施	福祉総務課
138	生活保護受給者等就労体験・職業訓練事業	就労が可能であるものの就労の経験がない、少ない等により、就職が困難な生活保護受給者及び生活困窮者に対し、生活訓練、就労体験又は職業訓練を提供することにより、就労への自信・意欲・能力の向上を図る事業を実施します。	参加者が支援終了時に就労意欲があると答える割合：90%	福祉総務課
新 139	就職氷河期世代再チャレンジ支援事業	被支援者の能力に応じた就労マッチングや、特性を活かした人材育成事業を通して、就職氷河期世代の就労や社会参加を支援します。	社会参加数30人	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
新 140	誰もが活躍支援プロジェクト検討事業	多様な就労困難者の就労及び社会参加促進支援事業の拡大可能性を検証し、誰もが生きがいや役割を持って活躍できるよう支援体制の整備をします。	実施	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部

第4次静岡市地域福祉計画（前期実施計画）掲載事業調査票

基本目標 4：活かす ～人づくり～ 一人ひとりのできることを活かします 【地域活動の担い手支援】
取組の視点4-1：世代を問わず個々の地域住民ができることを活かします

基本目標4の補助指標

①ボランティア活動や社会貢献活動に参加したことがある市民の割合
 (策定時) 75.5% ⇒ (R8年度) 78.0%

②地域福祉に関係する市民向け講座修了者数
 (策定時) 161人 ⇒ (R8年度) 増加

③認知症サポーター養成講座におけるサポーター人数
 (策定時) 62,932人 ⇒ (R8年度) 69,800人

④民生委員・児童委員の充足率
 (策定時) 95.7% (政令市3位) ⇒ (R8年度) 維持

⑤民生委員・児童委員の認知度
 (策定時) 31.2% ⇒ (R8年度) 38.0%

⑥静岡市における保健、医療または福祉の増進を図る活動をおこなっているNPO法人の数
 (策定時) 189法人 ⇒ (R8年度) 195法人

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
再掲 2	【再掲】市民活動支援システム活用事業	自らの意思により地域で活動する市民を増やし、シチズンシップが発揮される市民主体のまちづくりの実現するため、市民活動ポータルサイト「ここからネット」の運用等を行います。スマートフォンにも対応し、地域や活動分野で検索できるほか、身近な市民活動団体を地図から探すことができます。	アクセス件数 183,000/年	市民自治推進課
141	福祉ボランティアの育成	地域の福祉課題の情報収集や調査研究等を行い、ニーズに応じた各種養成講座等を実施し、ボランティアの育成を支援します。	実施	福祉総務課
142	アイボランティア入門講座・点字講習会の開催	視覚障がいのある人を支援するボランティアを養成するため、点訳、音訳、ガイドヘルプ、パソコン点訳等を行うアイボランティア入門講座及び初心者向けの点字講習会を開催します。	受講者数 アイボランティア入門講座：20人（1会場） 点字講習会：40人（2会場）	障害福祉企画課
143	手話奉仕員養成講座・要約筆記者養成講座の開催	聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援する手話通訳者を育成するための人材（手話奉仕員）を養成するため、手話奉仕員養成講座を、要約筆記者を養成するため、要約筆記者養成講座（県共催）を開催します。また、県講座の受講生を増加させるため、要約筆記の啓発講座を開催します。	講座数/受講者数 手話：2講座/60人 要約筆記：1講座/20人 啓発講座：2講座/30人	障害福祉企画課
144	認知症サポーター養成事業	地域住民や企業、学校などの団体にキャラバン・メイト（講師）を派遣し、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」を養成します。	開催数:110回 サポーター数:69,800人	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
145	子育てサポーターの育成	NPO法人との協働により、「子育てサポーター養成講座」を開催し、地域で活動する子育てボランティアの養成を行うとともに、講座修了者に対して、研修会等を実施します。	「子育て〆親育ち学校」全6回開催/年	子ども未来課
146	子ども・若者のボランティア活動の充実	ボランティア活動は、活動を通して自分が必要とされている存在であることを実感させ、喜びや生きがいを与えるとともに、様々な社会問題への問題意識を深め、社会貢献への気持ちを育む効果があることから、地域社会や民間団体等とも協力し、ボランティア活動を推進します。	「地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある」と回答する児童・生徒の割合：児童47%以上・生徒41%以上	学校教育課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
147	学生スクールボランティア	学生が主体的な意欲に基づき「学生スクールボランティア」として、要請のあった市立小・中学校に対し教育活動の支援を行うことを通して、各校の教育課程の充実を図るとともに、教員志望者の開拓及び資質・能力の向上につなげます。	学生スクールボランティアとして市立小・中学校に支援に入る学生の延べ人数 150人以上	学校教育課
148	市民向け手話講習会	市民を対象にした初歩的な手話講習会を開催し、聴覚障がい、手話についての理解を広める。	受講者数：30人	障害福祉企画課
新 149	こころのバリアフリープロモーター養成講座	精神障がいの経験のある方やそのご家族・友人・精神障がいの理解促進に関心のある方が集い、精神疾患に関することや障がい者が抱える生活のしづらさについて、講義や意見交換を行います。お互いの理解を深めながら、こころのバリアフリー活動を実践できる人材を育成します。	講座 全5回開催	こころの健康センター
新 150	女性のための支援者養成講座 + (プラス)	女性特有の困難について理解し、伴走型支援スキルを身に着けるための女性のための支援者養成講座を実施するとともに、公開講座によって、支援の裾野を広げる。	受講者数：20人	男女共同参画・人権政策課
新 151	市民後見人養成講座	認知症などの判断能力が充分でない方に寄り添い、支援する「市民後見人」を養成する講座を実施します。成年後見制度の概要や対象者理解などを実習を交えて学び、基礎編終了後は選考の上、実務編に進みます。	20人/隔年	福祉総務課
新 152	再犯防止に関する支援者養成講座	事情があり過去に犯罪等をしてしまった人の立ち直りを支援するために、再犯防止・更生保護について学ぶ講座を実施します。	講座実施回数：7回	福祉総務課
新 153	地域デザインカレッジ	地域課題に主体的に取り組むシチズンシップに富んだ人材を養成するための講座を開催します。	講座実施回数：5回	生涯学習推進課
新 154	学習支援人材養成講座	学習支援や放課後の居場所づくりなど、子どもたちを支える活動に取り組みたいけど一歩が踏み出せない方、教室のノウハウを学びたい方向けの指導者養成講座を実施します。	講座実施回数：5回	生涯学習推進課
新 155	学校・地域ひとつなぎコーディネーター養成講座	静岡市が目指す子どもたちの姿や学習指導要領を踏まえ、学校と地域の連携のあり方、コーディネーターの役割について学びます。講義のほか、広報や活動プログラム立案等のスキルを学ぶ演習や活動現場の視察を行います。	アンケートで学校と地域をつなぐ役目として積極的に関わっていききたいと答えた修了生の割合 100%	教育総務課

第4次静岡市地域福祉計画（前期実施計画）掲載事業調査票

基本目標 4：活かす ～人づくり～ 一人ひとりのできることを活かします 【地域活動の担い手支援】
取組の視点4-2：地域活動の担い手が活動しやすい環境を整えます

基本目標4の補助指標

①ボランティア活動や社会貢献活動に参加したことがある市民の割合
 (策定時) 75.5% ⇒ (R8年度) 78.0%

②地域福祉に関係する市民向け講座修了者数
 (策定時) 161人 ⇒ (R8年度) 増加

③認知症サポーター養成講座におけるサポーター人数
 (策定時) 62,932人 ⇒ (R8年度) 69,800人

④民生委員・児童委員の充足率
 (策定時) 95.7% (政令市3位) ⇒ (R8年度) 維持

⑤民生委員・児童委員の認知度
 (策定時) 31.2% ⇒ (R8年度) 38.0%

⑥静岡市における保健、医療または福祉の増進を図る活動をおこなっているNPO法人の数
 (策定時) 189法人 ⇒ (R8年度) 195法人

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
156	【重点】民生委員・児童委員研修	民生委員・児童委員が要支援者に対して行う見守り、相談、専門機関との連携等の活動を支援するため、必要な知識及び技術を修得できる研修を実施します。	研修内容が理解できた人の割合：90%以上	福祉総務課
157	【重点】民生委員児童委員協議会活動負担金	法定地区民生委員児童委員協議会の活動が円滑にできるよう支援するため、地区民生委員児童委員協議会へ活動負担金を交付します。	訪問活動日数:168,000日/年	福祉総務課
158	【重点】民生委員児童委員協議会補助金	法定地区民生委員児童委員協議会の相互の連携や、行政・関係機関等と協力し、地域福祉の推進を図るため、静岡市民生委員児童委員協議会に対し補助金を交付します。	各種事業会議の開催数：50回/年	福祉総務課
再掲 2	【再掲】市民活動支援システム活用事業	自らの意思により地域で活動する市民を増やし、シチズンシップが発揮される市民主体のまちづくりの実現するため、市民活動ポータルサイト「ここからネット」の運用等を行います。スマートフォンにも対応し、地域や活動分野で検索できるほか、身近な市民活動団体を地図からも探すことができます。	アクセス件数 183,000/年	市民自治推進課
159	青少年健全育成団体の活動への支援	地域、学校、家庭が連携した地域ぐるみの青少年育成活動を推進し、地域住民の意識と関心を高めつつ青少年の健全育成を図る青少年健全育成団体に補助金を交付します。	・補助金の適正交付 ・市内全48地区で健全育成大会を開催	青少年育成課
160	重症心身障がい児（者）を支援する人材の確保・養成	重症心身障がい児（者）対応の既存施設、親の会等との連携により、利用者目線により実践的な支援能力及び地域に即したマネジメント能力向上のための研修等を実施します。	講座実施回数：10回	障害福祉企画課
161	多職種協働研修	医療と介護等が相互の役割・機能を理解しながら、総合的なケアにつながるために、地域における認知症ケアに携わる多職種協働の強化と医療・介護・福祉等の人材育成・地域リーダーの育成の推進に取り組みます。	研修開催数：1回	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
再掲 127	【再掲】生活支援体制整備事業	ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置や、定期的な情報共有及び連携強化の場となる「協議体」の設置等を通じて、支え合い活動が創出されるよう取組みます。	新たな支え合い活動の創出：6箇所	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
162	難病患者等ホームヘルパー養成事業	難病患者等が安心して療養できるよう、ホームヘルパーを対象に、難病等についての知識・介護技術の向上のための研修を実施します。	研修開催回数：1回	保健予防課
163	ゲートキーパー養成研修の実施	市職員、並びに市の委託事業等及び関係機関・団体において各種相談業務等に従事している職員に対して、ゲートキーパー（自殺の危険を示すサインに気付き、話を聞いて必要な支援につなげる等適切な対応を図ることができる人）養成研修を実施します。	市職員向け（e-ラーニング）年1回実施 支援者向け（講師養成研修）年2回実施 一般市民向け（動画配信）継続実施	精神保健福祉課 こころの健康センター
164	ボランティア団体連絡協議会補助金	ボランティア活動の活性化及びボランティア活動を通じての地域福祉推進を図るため、ボランティア活動事業に対し補助金を交付します。	ボランティア広報普及啓発実施事業数：2事業	福祉総務課
165	母親クラブの育成	子どもの健全育成を図る母親など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進を図るため、各母親クラブに対して運営費の一部を助成します。	継続実施	子ども未来課
166	認知症介護実践者等研修事業	認知症高齢者に対して適切な知識と技術により介護サービスが提供されるよう、知識、経験、職種等に応じた研修を開催し、介護技術の向上、専門的な人材の養成など、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ります。 (実践者研修、実践リーダー研修、開設者研修、管理者研修、計画作成者研修、指導者養成研修)	各研修開催数：各研修1回	介護保険課

第4次静岡市地域福祉計画（前期実施計画）掲載事業調査票

基本目標 4：活かす ～人づくり～ 一人ひとりのできることを活かします 【地域活動の担い手支援】
取組の視点4-3：地域にある様々な社会資源を発掘し、活用します

基本目標4の補助指標

①ボランティア活動や社会貢献活動に参加したことがある市民の割合
 (策定時) 75.5% ⇒ (R8年度) 78.0%

②地域福祉に関係する市民向け講座修了者数
 (策定時) 161人 ⇒ (R8年度) 増加

③認知症サポーター養成講座におけるサポーター人数 (策定時) 62,932人 ⇒ (R8年度) 69,800人

④民生委員・児童委員の充足率 (策定時) 95.7% (政令市3位) ⇒ (R8年度) 維持

⑤民生委員・児童委員の認知度 (策定時) 31.2% ⇒ (R8年度) 38.0%

⑥静岡市における保健、医療または福祉の増進を図る活動をおこなっているNPO法人の数
 (策定時) 189法人 ⇒ (R8年度) 195法人

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
再掲 110	【重点】【再掲】地域生活支援ネットワークコーディネーター配置業務	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するために、関係者間の連携強化を図るコーディネーターを配置する。(静岡シチズンカレッジこ・こ・に対象講座「移動支援事業従事者養成研修」実施業務を含む)	地域生活支援部会の開催：年2回 静岡市障害者自立支援協議会へ事業報告を実施	障害福祉企画課
167	「こどもみらいプロジェクト」イベントへの参加	静岡新聞・静岡放送が主催(静岡市後援)するイベントで、地域団体や企業等も参加して、子育てに関する情報発信、ネットワークづくりなどを目的とし、ステージでの催しや各ブースにて様々な取組や情報提供を行います。	継続実施	子ども未来課
168	「静岡市子育て支援団体連絡会」の運営	市内の子育て支援活動を行う子育てサークル、NPO法人、企業などの団体や個人等からなる連絡会を運営し、相互理解、情報交換、活動の連携を進めることで、地域における子育て支援活動を促進します。	毎年度、連絡会を開催。 会員数82団体	子ども未来課
169	地域学校協働活動推進事業	本市が実施してきた学校・地域の連携協力による学校応援団活動の仕組みを基盤として、放課後子ども教室等の活動に関わる地域人材との共有を図りながら、学校と地域が連携・協働することにより、地域全体で子どもたちの健やかな育成を図る。	・地域の子どもは学校だけでなく、地域住民も主体的に関わり育てていくものとする 考える地域住民の割合85% ・放課後子ども教室参加児童の満足度100%	教育総務課
170	子ども食堂交流事業	「子ども食堂」とは、子どもが一人でも安心して利用できる地域の居場所のひとつであり、NPO法人や個人等の民間が自発的に運営している。市が主体となってネットワークを形成し、従事者を対象とした研修の開催やガイドブックの作成により、市内での「子ども食堂」への理解と拡がりに寄与し、地域全体で子どもを育てる機運の醸成を図る。 ○運営する団体同士の交流会を開催し、支援の実態や課題の抽出など、意見交換や情報共有を行う。 ○従事するスタッフやボランティアへの研修を開催し、従事者の質の確保を図る。 ○新規に開設したい団体や、ボランティアとして関わりたい、寄附により支援を考えたい人たち等に向けたガイドブックを作成する。	交流会の開催(1回) 研修の開催(1回)	子ども未来課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
再掲 127	【再掲】生活支援体制整備事業	ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置や、定期的な情報共有及び連携強化の場となる「協議体」の設置等を通じて、支え合い活動が創出されるよう取組みます。	新たな支え合い活動の創出：6箇所	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部

第4次静岡市地域福祉計画（前期実施計画）掲載事業調査票

基本目標 5：続ける ～つながりづくり～ 支え合えるしくみを持続させます 【多様な主体の連携と継続】

取組の視点5-1：地域住民が主体となって支え合い活動を持続させます

基本目標5の補助指標

①福祉避難所登録数

（策定時）80施設 ⇒（R8年度）85施設

②避難行動要支援者の登録希望者の名簿作成・配布率

（策定時）100% ⇒（R8年度）維持

③高齢者見守りネットワーク協定締結数

（策定時）64件 ⇒（R8年度）70件

④認知症高齢者見守りシステム登録者数（しずメール）

（策定時）7,740人 ⇒（R8年度）8,500人

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
171	【重点】認知症高齢者見守りシステム（しずメール）	認知症高齢者の命を守り、暮らしをケアするために、認知症高齢者を普段から見守るネットワークを構築し、拡大していきます。徘徊で行方不明になったときには早く保護できるよう協力者に情報をメール配信して高齢者の命を守ります。	しずメール新規登録者数：250人	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
172	【重点】高齢者見守りネットワーク推進事業の協力に関する協定	企業と見守り協定を締結し、市内において営業活動等の際に、ひとり暮らし高齢者等及びひとり暮らし高齢者等の居住する住宅に関して異変に気付いたときは、異変の内容を市に通報する体制を作っています。	見守り協定締結数（累計）：64協定	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
173	高齢者見守りネットワーク	・地域包括支援センター等の福祉関係機関と連携し、高齢者の消費者トラブル未然防止及び早期相談を図る。 ・民生委員や介護事業者など的高齢者と関わる機会が多い見守り者への講座を通じて、高齢者の消費者トラブル未然防止への理解促進を図る。	見守り者への情報提供件数：12回以上	生活安全安心課
174	ファミリー・サポート・センター事業	子どもの一時的な預かりや移動支援などの援助を必要とする子育て家庭を援助するため、援助を受けたい会員と援助を行いたい会員との連絡・調整や、援助者への講習等を行い、会員の相互援助を支援します。	会員数：1,170人	子ども未来課
175	緊急サポートセンター事業	病氣中又は病氣の回復期にある子どもの保育や緊急的な預かりなどの援助を必要とする家庭を援助するため、援助を受けたい会員と援助をしたい会員との連絡・調整等を行い、会員の相互援助を支援します。	会員数：246人	子ども未来課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
176	認知症地域支え合いプログラム実施事業	認知症による行方不明者が発生した場合の捜索練習や認知症の方への声かけの手法等、認知症の方を地域で見守るために必要な知識や技術を身につけるためのプログラムを住民主体で実施する活動を支援します。	企画地区数: 3 地区 実施地区数: 2 地区	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
再掲 170	【再掲】子ども食堂交流事業	「子ども食堂」とは、子どもが一人でも安心して利用できる地域の居場所のひとつであり、NPO法人や個人等の民間が自発的に運営している。市が主体となってネットワークを形成し、従事者を対象とした研修の開催やガイドブックの作成により、市内での「子ども食堂」への理解と拡がりに寄与し、地域全体で子どもを育てる機運の醸成を図る。 ○運営する団体同士の交流会を開催し、支援の実態や課題の抽出など、意見交換や情報共有を行う。 ○従事するスタッフやボランティアへの研修を開催し、従事者の質の確保を図る。 ○新規に開設したい団体や、ボランティアとして関わりたい、寄附により支援を考えたい人たち等に向けたガイドブックを作成する。	交流会の開催（1回） 研修の開催（1回）	子ども未来課
177	民生委員による高齢者実態調査の実施	市内に住む75歳以上のひとり暮らし、高齢者世帯等を民生委員が訪問し、状態を聞き取る調査を実施します。調査結果は、市の福祉施策や民生委員活動の基礎資料となるとともに、地域包括支援センターや消防局に提供し地域の見守り活動に有効活用しています。	調査実施件数（75歳以上） 50,000件	高齢者福祉課
再掲 127	【再掲】生活支援体制整備事業	ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置や、定期的な情報共有及び連携強化の場となる「協議体」の設置等を通じて、支え合い活動が創出されるよう取組みます。	新たな支え合い活動の創出：6箇所	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
新 178	チームオレンジ運営支援	認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援に繋げる仕組み（チームオレンジ）の立ち上げに向けた活動を支援します。	新規活動地区数：3箇所	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部

第4次静岡市地域福祉計画（前期実施計画）掲載事業調査票

基本目標	5：続ける ～つながりづくり～ 支え合えるしきみを持続させます 【多様な主体の連携と継続】
取組の視点5-2	：地区社協等、地域を基盤として活動する団体や企業などがつながり、互いの特性を活かして、活動を一体的に行います

基本目標5の補助指標
①福祉避難所登録数 (策定時) 80施設 ⇒ (R8年度) 85施設
②避難行動要支援者の登録希望者の名簿作成・配布率 (策定時) 100% ⇒ (R8年度) 維持
③高齢者見守りネットワーク協定締結数 (策定時) 64件 ⇒ (R8年度) 70件
④認知症高齢者見守りシステム登録者数（しずメール） (策定時) 7,740人 ⇒ (R8年度) 8,500人

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
179	子育てトーク事業	各地区の地区社会福祉協議会、主任児童委員等が中心となって実施する地域主体の子育て支援事業への補助を行います。	継続実施	子ども未来課
180	子育てパバトーク事業	各地区の地区社会福祉協議会、主任児童委員等が中心となって実施する、主に父親とその子どもを対象とした地域主体の子育て支援事業への補助を行います。	継続実施	子ども未来課
再掲 168	【再掲】「静岡市子育て支援団体連絡会」の運営	市内の子育て支援活動を行う子育てサークル、NPO法人、企業などの団体や個人等からなる連絡会を運営し、相互理解、情報交換、活動の連携を進めることで、地域における子育て支援活動を促進します。	毎年度、連絡会を開催。 会員数82団体	子ども未来課
181	青少年育成センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・非行の早期発見、早期指導、声掛けを通し、青少年の非行防止を図るために補導活動（中央、地区、一斉補導等）を実施します。 ・県条例に基づき、環境整備活動を実施します（立入調査、社会環境実態調査、有害図書回収活動等）。 ・広報啓発活動（啓発リーフレットの作成、配付、街頭キャンペーン等）を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間計画に基づき、補導活動年間1000回以上（中央、地域・地区等）の実施 ・環境調査（547店舗）、立入調査（60店舗）、白ポスト回収（月1回）の実施。 ・啓発リーフレットの作成（50,000部）、街頭キャンペーンの実施（2回/年） 	青少年育成課
182	地域公益事業策定に係る意見聴取会議設置・運営事業	社会福祉法第55条の2第6項に基づく地域公益事業及び同法第24条第2項に基づく地域における公益的な取組の実施に関する意見を聴取することのできる場として、「地域協議会」を設置し、社会福祉法人が地域ニーズを把握することができるよう支援する。	社会福祉法人の要請に基づき、適正に開催。	福祉総務課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
183	地区社協の活動支援	市社協と連携し、地区社協の活動を支援します。	実施	福祉総務課

第4次静岡市地域福祉計画（前期実施計画）掲載事業調査票

基本目標 5：続ける ～つながりづくり～ 支え合えるしくみを持続させます 【多様な主体の連携と継続】

取組の視点5-3：地域活動と専門的支援が連携し、災害時にも機能する地域ネットワークをつくります

基本目標5の補助指標

①福祉避難所登録数

（策定時）80施設 ⇒（R8年度）85施設

②避難行動要支援者の登録希望者の名簿作成・配布率

（策定時）100% ⇒（R8年度）維持

③高齢者見守りネットワーク協定締結数

（策定時）64件 ⇒（R8年度）70件

④認知症高齢者見守りシステム登録者数（しずメール）

（策定時）7,740人 ⇒（R8年度）8,500人

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
184	【重点】避難行動要支援者避難支援制度の推進	災害時の要支援者の避難支援を迅速・的確に行うため、避難行動要支援者名簿・台帳の作成及び地域への配布を行い、地域における支援体制の強化を図ります。	名簿及び台帳の作成、配布の実施	福祉総務課
185	地域防災訓練への参加促進	防災意識の高揚を図るため、地域の自主防災組織主体の訓練を実施します。	住民組織及び福祉団体を通じ、支援が必要な人の訓練への参加について協力を依頼します。 地域防災訓練参加者数：65,000人以上	危機管理総室
186	防災出前講座の開催	主に地域団体を対象に、ビデオ、スライド、冊子等を用いて、家庭や地域における災害対策の講座を開催します。	関係施設や団体に対し防災出前講座の利用の促進を図ります。 出前講座参加者数：10,000人以上	危機管理総室
187	福祉避難所の確保及び運営	通常の避難所では避難生活が困難な要援護者のための避難所として、社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所を確保します。	継続実施	福祉総務課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 事業目標	(4) 所管課
188	聴覚障がいのある人のための 緊急情報受発信事業	<p>①登録された聴覚障がいのある人に対し、大雨・洪水・土砂災害等の警報や避難勧告等の災害情報が同報無線で発表された際に、24時間体制でファックスでの情報提供を実施します。</p> <p>②緊急通報を24時間体制で指令課で受信します。</p> <p>【緊急通報受信体制】</p> <p>■NET119 登録された聴覚障がいのある人が携帯電話等で発信した文字情報による緊急通報を受信します。</p> <p>■FAX119 聴覚障がいのある人がファックスを使用し発信した緊急通報を受信します。</p> <p>【緊急通報内容】 火災・救急・救助・ガス漏れ事故等</p>	<p>①対象となる災害情報の発表件数に対する、ファックス送信回数の割合：100%</p> <p>②継続実施</p>	<p>①障害福祉企画課</p> <p>②指令課</p>